

遺言書(例2)

例は、子供が二人いる夫婦で、夫が遺言書を作成する場合を想定しています。

遺言者大東太郎は、次のとおり遺言する。

一、妻大東花子(昭和2年2月2日生)に次の財産を相続させる。

- 1 土地
所在 大阪府大東市谷川a丁目
地番 b番c
地目 宅地
地積 235.14平方メートル
- 2 建物
所在 大阪府大東市谷川a丁目 b番地c
家屋番号 b番c
種類 居宅
木造瓦葺2階建居宅
床面積 1階89.8平方メートル
2階55.7平方メートル

□の財産目録の箇所が今回の改正対象となります。
相続財産を財産目録(例2では土地・建物と預貯金口座をあげています)として別紙に添付する際に、土地・建物登記事項証明書を添付したり、預貯金は通帳の写しの添付したり、パソコンで作成するなどが可能になります。

ただし、これまで通り、遺言者が土地・建物と預貯金の情報を自筆で書くこともできます。

二、長男大東一太郎(昭和34年5月30日生)に次の財産を相続させる。

日本国内大銀行 住道支店 口座番号1234567の遺言者名義の普通預金
大阪府内銀行 大東支店 口座番号3456789の遺言者名義の普通預金

三、長女四條暁さくら(昭和36年9月15日生)に次の財産を相続させる。

近畿圏内銀行 四條暁支店 口座番号2345678の遺言者名義の普通預金
北河内銀行 大東支店 口座番号4567890の遺言者名義の普通預金
北河内信用金庫 大東支店 口座番号9876543の遺言者名義の普通預金

四、その他の遺言者に属する一切の財産は、妻大東花子(昭和2年2月2日生)に相続させる。

五、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

大阪府大東市谷川AB丁目BC番CD号
行政書士 行政三四郎

六、付言事項

私もいい年になってきて、いつどうなるのかわからないので、一筆書きました。
いい妻・子供達に恵まれて良い人生だったと思う。父親としていたらない部分も多く何かと迷惑をかけたが、最期までついてきてくれた妻、そして子供達に本当に感謝している。
ありがとう。

この遺言書は父の最期のわがままで、お願いです。どうかこの遺言書のとおり執行してください。私の死によって発生した相続財産は、もともとなかったものと思って、この遺言書の内容で誰一人もめないことを強く望みます。

平成31年1月6日

大阪府大東市谷川a丁目b番c号

遺言者 大東太郎(昭和元年12月25日生)

大東太郎